

○柔道整復師法施行細則

平成9年4月1日

規則第50号

改正 平成12年3月31日規則第67号

平成13年12月28日規則第113号

平成18年3月31日規則第84号

平成19年3月30日規則第37号

平成22年3月25日規則第11号

柔道整復師法施行細則をここに公布する。

柔道整復師法施行細則

(趣旨)

第1条 柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）の施行については、柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(開設の届出)

第2条 法第19条第1項の規定による施術所の開設の届出は、施術所開設届出書（第1号様式）により行わなければならない。

(届出事項の変更)

第3条 法第19条第1項の規定による届出事項の変更の届出は、施術所届出事項変更届出書（第2号様式）により行わなければならない。

(休止、廃止又は再開の届出)

第4条 法第19条第2項の規定による届出は、施術所休止（廃止・再開）届出書（第3号様式）により行わなければならない。

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平12規則67・旧第9条繰上、平18規則84・一部改正、平19規則37・旧第6条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月規則第67号）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の柔道整復師法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成13年12月規則第113号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月規則第37号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に第16条の規定による改正前の給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則、第25条の規定による改正前の児童福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の母子保健法施行細則、第30条の規定による改正前の生活保護法施行細則、第31条の規定による改正前の横浜市身体障害者更生授産所条例施行規則、第33条の規定による改正前の興行場法施行細則、第34条の規定による改正前の旅館業法施行細則、第35条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則、第36条の規定による改正前の理容師法施行細則、第37条の規定による改正前の美容師法施行細則、第38条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則、第39条の規定による改正前の温泉法施行細則、第40条の規定による改正前の化製場等に関する法律施行細則、第41条の規定による改正前の横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則、第42条の規定による改正前の食品衛生法施行細則、第43条の規定による改正前の横浜市狂犬病予防法施行取扱規則、第44条の規定による改正前の横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則、第45条の規定による改正前の横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則、第46条の規定による改正前

のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則、第47条の規定による改正前の歯科技工士法施行細則、第48条の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則、第49条の規定による改正前の柔道整復師法施行細則、第50条の規定による改正前の薬事法施行細則、第51条の規定による改正前の死体解剖保存法施行細則及び第52条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

- 6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則、歯科技工士法施行細則及び柔道整復師法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第1号様式(第2条)

(表)

※法人確認欄	
--------	--

施 術 所 開 設 届 出 書

年 月 日

(届出先)

横浜市保健所長

住 所

開設者

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

施術所を開設しましたので、柔道整復師法第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称			電 話		
開 設 場 所					
開 設 年 月 日	年 月 日				
業 務 に 従 事 す る 柔 道 整 復 師	氏 名	免 許 発 行 所 管	免 許 番 号	免 許 登 録 年 月 日	※免許証等 確認欄
		厚 都 道 府 県			
		厚 都 道 府 県			
構 造 設 備 の 要	施術室の面積	$m^2 \geq 6.6m^2$		待合室の面積	$m^2 \geq 3.3m^2$
	施術室内の外気開放部分(面積)			$m^2 \geq$ 施術室の面積の1/7	
	上記部分が確保できない場合の換気装置の種類				
手 指 毒 器 具 の 法	手 指		消 毒 方 法		
	器 具 名		消 毒 方 法		
	器 具 名		消 毒 方 法		
	器 具 名		消 毒 方 法		
	器 具 名		消 毒 方 法		

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 開設者は、この届出書を施術所の開設場所を所管する福祉保健センターに提出してください。  
 3 開設者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書を提示してください。  
 4 業務に従事する柔道整復師について、免許証(免許証明書)の原本を提示してください。

(A4)

(裏)

平面図(設備の配置及び縮尺を記入してください。)

案内図

第2号様式(第3条)

(表)

※法人確認欄	
--------	--

施 術 所 届 出 事 項 変 更 届 出 書

年 月 日

(届出先)

横浜市保健所長

住 所

開設者

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

施術所の届出事項に変更を生じたので、柔道整復師法第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称		電 話			
開 設 場 所					
変 更 年 月 日	年 月 日				
変 更 内 容	変 更 事 項				
	変 更 前 の 内 容				
	変 更 後 の 内 容				
変 更 後 の 柔 道 整 復 師	氏 名	免 許 発 行 所 管	免 許 番 号	免 許 登 録 年 月 日	※免許証等 確認欄
		厚 都 道 府 府 県			
		厚 都 道 府 府 県			
		厚 都 道 府 府 県			
		厚 都 道 府 府 県			

- (注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
2 開設者は、この届出書を施術所の開設場所を所管する福祉保健センターに提出してください。  
3 開設者が法人で、主たる事務所の所在地又は名称を変更した場合は、変更したことを確認できる登記事項証明書を提示してください。  
4 開設者自体の変更や施術所の移転の場合は、廃止の届出及び新規開設の届出が必要です。  
5 業務に従事する柔道整復師を変更する場合は、変更後の柔道整復師について、免許証(免許証明書)の原本を提示してください。

(A4)

(裏)

変更前の平面図(設備の配置及び縮尺を記入してください。)

変更後の平面図(設備の配置及び縮尺を記入してください。)

第3号様式(第4条)

施術所休止(廃止・再開)届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市保健所長

開設者 住 所

氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

施術所を休止(廃止・再開)しましたので、柔道整復師法第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称		電 話	
開 設 場 所			
休 止(廃 止・再 開)の 年 月 日	年 月 日		
休 止(廃 止・再 開)の 理 由			
休 止 の 場 合 は、 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

(注意) 開設者は、この届出書を施術所の開設場所を所管する福祉保健センターに提出してください。

(A4)



第1号様式（第2条）

（平22規則11・全改）

第2号様式（第3条）

（平22規則11・全改）

第3号様式（第4条）

（平22規則11・全改）